○内閣府令第十三号

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第三十四号）及び元号を改める政令（平成三十一年政令第百四十三号）の施行に伴い、並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の五第四項並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二条の十二第一号及び第二号の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出を要しない有価証券の募集又は売出し） **第二条**　令第二条の十二第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。 一　株券等（令第二条の十二第一号に規定する株券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。） 二　株券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社 2　令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定める条件は、譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。 ［号を削る。］ 3　令第二条の十二第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。 一　新株予約権証券等（令第二条の十二第二号に規定する新株予約権証券等をいう。次号及び第十九条第二項第二号の二において同じ。）の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。） 二　新株予約権証券等の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社 4　［略］ 5　［略］ （外国会社届出書の提出等） **第九条の七**　［略］ 2　法第五条第七項に規定する書類に記載されている事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる様式の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一　第七号様式　次に掲げる項目に記載すべき事項に相当する事項 イ　［略］ ロ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「２　事業等のリスク」 ハ　［略］	（届出を要しない有価証券の募集又は売出し） **第二条**　令第二条の十二に規定する内閣府令で定める条件は、当該有価証券の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることとする。 ［号を加える。］ 2　令第二条の十二に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる会社とする。 一　新株予約権証券の発行者である会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社（次号において「完全子会社」という。） 二　新株予約権証券の発行者である会社及び完全子会社又は完全子会社が他の会社の発行済株式の総数を所有する場合における当該他の会社 ［項を加える。］ 3　［同上］ 4　［同上］ （外国会社届出書の提出等） **第九条の七**　［同上］ 2　［同上］ 一　［同上］ イ　［同上］ ロ　「第二部　企業情報」の「第３　事業の状況」の「４　事業等のリスク」 ハ　［同上］